

商品概要説明書

期日指定定期貯金

(平成24年8月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○期日指定定期貯金
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期間	○最長3年 ○満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに当店に通知が必要です。) ○預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が300万円以上となる場合は、商品が「自動継続スーパー定期貯金(複利型)」へ切り替わります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1円以上300万円未満 ○1円単位
5. 払戻方法	○預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位となります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ○20% (国税15%、地方税5%) [*] の分離課税となります。 [*] 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満…………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 約定利率(2年以上の利率)×40% ③ 1年以上1年6か月未満… 約定利率(2年以上の利率)×50% ④ 1年6か月以上2年未満… 約定利率(2年以上の利率)×60%

	<p>⑤ 2年以上2年6か月未満… 約定利率（2年以上の利率）×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満… 約定利率（2年以上の利率）×90%</p>
10. 貯金保険制度 （公的制度）	<p>○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0545-51-2122）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考と なる事項	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士市